

川湯屋内温水プール 教室参加者を募集します

川湯屋内温水プールでは、令和4年度の各教室の参加者を募集します。

- ▶教室内容／下の表のとおり
- ▶スポーツ傷害保険への加入が必要です
- 大人(65歳以上の方) 1,250円(年間)
- 大人(64歳以下の方) 1,900円(年間)
- 子ども(幼児、小・中学生) 850円(年間)
- ▶募集期間／3月2日(水)～3月25日(金)



教室名	内容	日時	対象	定員
幼児水泳教室	4～5歳の幼児が対象。水への抵抗感を取り除き、楽しく遊び、水と親しみながら体力を付けていきます。水に慣れている幼児は、水遊びから初歩的なキックなどの動作を取り入れて泳力を付けていきます。(町内にお住まいの年中・年長児に限ります)	4月16日(土)～11月末まで 毎週土曜日 10時30分～11時10分	幼児	10人
小学生水泳教室	初めて水泳を習う小学生が対象。水への抵抗感を取り除き、楽しく遊び、水と親しみながら泳力を付けていきます。(町内にお住まいの小学生に限ります)	4月16日(土)～11月末まで 毎週土曜日 11時～11時45分	新規小学生	10人
小学生水泳教室	水慣れしている小学生が対象。基礎的なクロールから2泳法を取り入れて泳力を付けていきます。(町内にお住まいの小学生に限ります)	4月16日(土)～11月末まで 毎週土曜日 11時～正午	小・中学生	10人
親子水泳教室	親子で楽しく遊び、水と親しみながら体力をつけていきます。親子で一緒に水の心地よさを体感しながら、体力の向上やストレス解消に取り組みませんか。	4月15日(金)～10月末まで 毎週金曜日 19時～19時45分	親子	10人
がんばれ水泳教室	4泳法(クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ)を向上させたい方、きれいに長く泳げるようになりたい方が対象。一連の動作の習得と50m完泳、技術・泳力の向上を目指します。	4月15日(金)～10月末まで 毎週金曜日 10時30分～11時15分 11月10日(木)～3月末まで 第2・第4木曜日 10時30分～11時15分	クロールで 25m泳げる 成人の方	15人
水中運動	水の特性を利用し、心臓や肺、筋骨格などへの負担を軽減しながら、全身的に効果を得られる運動です。高齢者の方にも適した運動として注目されています。(木曜日のみ生涯学習バスが出ます)	4月14日(木)～10月末まで 毎週木曜日 10時30分～11時15分 11月17日(木)～3月末まで 第1・第3木曜日 10時30分～11時15分	成人の方	15人
水中ジョギング	泳げない方でも安心して行える運動で、水の特性を活かし皮下脂肪燃焼を目的としています。	4月13日(水)～11月末まで 毎週水曜日 10時30分～11時15分	成人の方	15人
フリー教室	自由に泳いだり歩いたりします。ご自身のペースに合わせて、運動をしてみませんか。	4月13日(水)～10月末まで 毎週水～日曜日 13時30分～15時	成人の方	20人

申し込み・問い合わせ先／町教育委員会川湯屋内温水プール ☎ 4 8 3 - 2 0 7 2

後期高齢者医療制度のお知らせ ～後期高齢者医療の窓口負担割合が見直されます～

10月1日から現役並所得者(窓口負担割合3割)を除き、一定の所得がある方の医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。

●2割の対象となる方は…

課税所得が28万円以上145万円未満の方について、「年金収入」+「その他の合計所得金額」=200万円以上(世帯に後期高齢者の方が2人以上の場合は320万円以上)の場合は2割負担になる可能性があります。



●窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い1か月の外来医療の負担増加額を、3,000円までに抑えます(入院は対象外)。

●令和4年度の保険証の更新

令和3年中の所得をもとに、8月頃から負担割合の判定が可能となります。そのため、有効期間が「令和4年8月～9月」と「令和4年10月～令和5年7月」の2回送付する予定です。

医療費窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ先

- ・厚生労働省コールセンター ☎ 0 1 2 0 - 0 0 2 - 7 1 9 (月～土曜日の9時～18時まで日曜・祝日は休業)
- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1 (平日8時45分～17時30分)
- ・役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

手続きをお忘れではありませんか？

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は3月末で受付が終了します！

●支給対象者／1. 児童手当受給者

- (1) 弟子屈町から9月分の児童手当を受給している方(特例給付者以外)
- (2) 公務員で所属先から児童手当を受給している方(特例給付者以外)

2. 高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童を養育している方

3. 令和3年度中に出生した児童を養育している方

※上記のいずれかに該当しても、保護者の所得が児童手当特例給付相当の場合対象にはなりません。

●支給額／対象児童1人当たり 一律10万円

※詳細については町公式ホームページをご確認いただくか、役場窓口までご連絡ください。
※離婚やDVなどにより現在児童を養育しているものの、給付を受け取れなかった方も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)